

医療法人事業報告書等届

令和4年 6月27日

静岡県知事 川勝 平太 様

医療法人の名称 医療法人財団 百葉の会
主たる事務所の所在地 静岡県富士市五貫島175番地
代表者の氏名 理事長 湖山 泰成
(氏名を自署する場合は、押印は不要であること。)



令和3年度の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 重要な会計方針の記載及び貸借対照表等に関する注記
- (4) 損益計算書
- (5) 財産目録
- (6) 純資産変動計算書
- (7) 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- (8) 有形固定資産等明細表
- (9) 引当金明細表
- (10) 借入金等明細表
- (11) 有価証券明細表
- (12) 事業費用明細表
- (13) 監事監査報告書
- (14) 独立監査人の監査報告書

(注)

- 1 医療法施行規則第32条の6第1号に掲げる者と同条第2号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。
- 2 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 3 医療法施行規則第33条の2第1号及び第2号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) 附属明細表
 - (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 4 医療法施行規則第33条の2第3号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 5 社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。
- 6 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のを提出すれば足りること。



様式 1

事業報告書
(自 令和3年4月1日 至 令和 4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人財団 百葉の会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 静岡県富士市五貫島175番地
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成7年12月 8日
- (4) 設立登記年月日 平成7年12月20日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	湖 山 泰 成	
常務理事	高 木 理 人	医療法人財団百葉の会事業本部長
理 事	三間屋 純 一	介護老人保健施設星のしずく施設長
同	殷 祥 洙	湖山リハビリテーション病院院長
同	成 瀬 勝	介護老人保健施設鶴舞乃城施設長
同	安 永 剛	ももはクリニック石坂院長
同	中 島 敦 夫	銀座医院上野透析クリニック院長
同	小野寺 昭 一	湖山リハビリテーション病院名誉院長
同	佐 野 佳 彦	介護老人保健施設ききょうの郷施設長
同	八十川 要 平	銀座医院院長
同	若 林 道 江	湖山リハビリテーション病院事務長
監 事	金 子 邦 子	
同	神 尾 裕 子	
評議員	青 木 四 郎	一級建築士
同	高 倉 鉄 夫	株式会社銀座メディカル取締役
同	清 水 久 義	税理士
同	山 内 一 枝	医療法人社団平成会事業本部長
同	高 橋 克 弥	医療法人社団緑愛会事業本部長
同	原 田 和 美	医療法人社団日翔会事業本部長
同	小 松 順 子	社会福祉法人苗場福祉会理事長付・企画教育推進室室長

同	稲本恵子	社会福祉法人湖星会特別養護老人ホームラスール坂下施設長
同	瀧川和志	医療法人社団水澄み会事業部長
同	星保彦	社会福祉法人苗場福祉会事業本部長
同	財津充利	社会福祉法人湖成会事業部長
同	香山英司	一般財団法人愛成会経営管理局長

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	湖山リハビリテーション病院	静岡県富士市大淵405番地25	療養病床 112床 回復期リハビリテーション病棟 96床 [医療保険 208床]
診療所	ももはクリニック銀座	東京都中央区銀座7丁目4番12号	
診療所	ももはクリニック石坂	静岡県富士市石坂420番地の1	
診療所	銀座医院	東京都中央区銀座4丁目12番15号歌舞伎座タワー16階	
診療所	銀座医院上野透析クリニック	東京都台東区上野2丁目12番20号NDKロータスビル3階	
介護老人保健施設	ききょうの郷	静岡県富士市五貫島175番地	入所定員 100名 通所定員 70名
	鶴舞乃城	静岡県静岡市清水区庵原町3158番地	入所定員 100名 通所定員 70名
	星のしずく	静岡県静岡市葵区城北87番地	入所定員 100名 通所定員 40名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
高齢者地域支援窓口事業 【富士市から委託を受けて管理】	静岡県富士市五貫島175番地 静岡県富士市鮫島348番地4	
「食」の自立支援事業 【富士市から委託を受けて管理】	静岡県富士市五貫島175番地	
いきがいデイサービス事業 【富士市から委託を受けて管理】	静岡県富士市五貫島175番地	
いきがいづくり、介護予防・健康づくり、ふれあいコミュニティ事業 【東京都港区から委託を受けて管理】	東京都港区虎ノ門1丁目21番地10号 東京都港区芝4丁目1番地17号 東京都港区浜松町1丁目6番地7号	
高齢者在宅サービスセンター事業 【東京都港区から委託を受けて管理】	東京都港区台場1丁目5番地5号 東京都港区芝3丁目24番地5号 東京都港区虎ノ門1丁目21番地10号	
地域包括支援センター事業 【東京都港区から委託を受けて管理】	東京都港区芝3丁目24番地5号	
訪問看護ステーション百葉	静岡県富士市大淵405番地25	
ヘルパーステーション百葉富士宮	静岡県富士宮市小泉258番地1	休止
ヘルパーステーション百葉鶴舞	静岡県静岡市清水区庵原町3158番地	休止
デイサービスセンター百葉富士宮	静岡県富士宮市小泉258番地1	
デイサービスセンターアルクそてつ	静岡県富士市鮫島348番地4	
デイサービスセンターゆひもや	静岡県静岡市清水区由比427番地14	
デイサービスセンターわかば	静岡県伊東市岡字赤坂1293番地3	
デイサービスセンター百葉二の宮	静岡県富士宮市北町14番地5	
デイサービスセンターアルクみずあおい	静岡県静岡市葵区北3丁目26番29号	
デイサービスセンター百葉わらしな	静岡県静岡市葵区羽鳥6丁目25番地11	
デイサービスセンター百葉清水浪漫館	静岡県静岡市清水区高橋2丁目9番地15	
アーマビリータ	静岡県富士市五貫島169番地	
デイサービスセンターアルク富士宮	静岡県富士宮市西小泉町21番地6	
デイサービスセンターアルク富士	静岡県富士市石坂420番地の1	
デイサービスセンター健康倶楽部北野	東京都八王子市北野町522番地12	
グループホームおとなりさん	静岡県富士市五貫島160番地1	
グループホームわたしの家	静岡県富士市大淵352番地2	
グループホームゆひもや	静岡県静岡市清水区由比427番地14	

グループホームわかば	静岡県伊東市岡字赤坂1293番地3	
グループホーム百葉二の宮	静岡県富士宮市北町14番地5	
グループホームみずあおい	静岡県静岡市葵区北3丁目26番29号	
グループホーム百葉わらしな	静岡県静岡市葵区羽鳥6丁目25番地11	
グループホーム百葉清水浪漫館	静岡県静岡市清水区高橋2丁目9番地15	
グループホーム花ごろも	静岡県富士市岩本232番地2	
小規模多機能ホーム花ごろも	静岡県富士市岩本232番地2	
グループホーム健康倶楽部北野	東京都八王子市北野町522番地12	
グループホーム花咲み	静岡県富士市宇東川西町8-41	
小規模多機能ホーム花咲み	静岡県富士市宇東川西町8-41	
湖山リハビリテーション病院居宅介護支援事業所	静岡県富士市大淵405番地25	休止
在宅介護支援センターききょう【富士市から委託を受けて管理】	静岡県富士市五貫島175番地	
居宅介護支援事業所そてつ	静岡県富士市鮫島348番地4	休止
わかば居宅介護支援事業所	静岡県伊東市岡字赤坂1293番地3	
居宅介護支援事業所百葉わらしな	静岡県静岡市葵区羽鳥6丁目25番地11	
鶴舞乃城居宅介護支援事業所	静岡県静岡市清水区庵原町3158番地	
星のしずく居宅介護支援事業所	静岡県静岡市葵区北3丁目26番29号	
ももは居宅介護支援事業所富士宮	静岡県富士宮市小泉258番地1	
メディカルケアハウスライフ富士	静岡県富士市石坂420番地の1	
メディカルケアハウスライフ宇東川	静岡県富士市宇東川西町9-20	
港区立健康増進センター【東京都港区から委託を受けて管理】	東京都港区赤坂4丁目18番13号 赤坂 コミュニティーぷらざ6階	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に理事会で議決又は同意した事項

- 令和3年 4月 6日 理事長選任の承認
 " 常務理事選任の承認
 " 次期評議員構成に関する承認
 令和3年 6月24日 令和2年度事業報告の承認
 " 令和2年度決算報告の承認
 " カーサしんゆりフランシア事業譲渡に係る事業譲渡契約書に関する承認

	〃	寄附行為変更の承認
令和3年	8月 3日	役員賠償責任保険の契約更新の承認
令和3年	10月 28日	令和3年度補正予算の決定
	〃	デイサービスセンターアルクそてつ 土地の再契約の承認
	〃	湖山リハビリテーション病院居宅介護支援事業所および居宅介護支援事業所そてつ 休止の承認
	〃	デイホスピタル湖山 休止の承認
	〃	令和3年度富士市特定施設（介護付き有料老人ホーム）整備事業者募集への応募の承認
	〃	小規模多機能ホーム花ごろも水害対策強化 止水板納入業者選定の承認
	〃	デイサービスセンター百葉二の宮 名称変更の承認
	〃	寄附行為変更の承認
令和4年	1月 11日	簡易陰圧装置購入に係る指名競争入札執行の承認
令和4年	3月 29日	令和4年度事業計画の承認
	〃	令和4年度収支予算計画の承認
	〃	令和4年度借入金の最高限度額の承認
	〃	健康倶楽部北野 事業廃止に関する承認
	〃	寄附行為変更の承認
	〃	常務理事選任の承認

(5) 当該会計年度内に評議員会で議決又は同意した事項

令和3年	6月 22日	令和2年度事業報告に関する件
	〃	令和2年度決算報告に関する件
	〃	カーサしんゆりフランシア事業譲渡に係る事業譲渡契約書に関する件
	〃	寄付行為変更に関する件
令和3年	10月 25日	令和3年度補正予算に関する件
	〃	デイサービスセンターアルクそてつ 土地の再契約に関する件
	〃	湖山リハビリテーション病院居宅介護支援事業所および居宅介護支援事業所そてつ 休止に関する件
	〃	デイホスピタル湖山 休止に関する件
	〃	令和3年度富士市特定施設（介護付き有料老人ホーム）整備事業者募集への応募に関する件
	〃	小規模多機能ホーム花ごろも水害対策強化 止水板納入業者選定に関する件
	〃	デイサービスセンター百葉二の宮 名称変更に関する件
	〃	寄附行為変更に関する件
令和4年	3月 23日	令和4年度事業計画に関する件
	〃	令和4年度収支予算計画に関する件
	〃	令和4年度借入金の最高限度額に関する件

- 〃 健康倶楽部北野 事業廃止に関する件
- 〃 寄附行為変更に関する件
- 〃 理事変更に関する件

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(6) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当項目なし

(7) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当項目なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(8) そ の 他

カーサしんゆりグループホームフランシア 事業譲渡

カーサしんゆり小規模多機能型居宅介護フランシア 事業譲渡

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式第一号

法人名 医療法人財団 百葉の会
所在地 静岡県富士市五貫島175番地

※医療法人整理番号

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,321,574	I 流動負債	3,011,372
現金及び預金	775,958	買掛金	81,534
事業未収金	1,465,076	短期借入金	1,500,000
たな卸資産	44,709	一年以内返済長期借入金	496,739
貸倒引当金	△ 8,792	未払金	123,005
前払費用	42,402	未払費用	479,562
その他の流動資産	2,219	未払法人税等	75,812
		未払消費税等	26,476
II 固定資産	7,682,630	預り金	83,187
1 有形固定資産	7,400,702	前受収益	8,572
建物	3,996,556	賞与引当金	123,165
構築物	58,737	その他の流動負債	13,316
医療用器械備品	26,313	II 固定負債	5,010,926
その他の器械備品	58,621	長期借入金	4,875,158
車両及び船舶	1,409	退職給付引当金	17,715
土地	3,253,130	長期預り保証金	99,746
その他の有形固定資産	5,932	繰延税金負債	18,307
2 無形固定資産	49,178	負債合計	8,022,299
借地権	2,312	純資産の部	
ソフトウェア	43,912	科目	金額
その他の無形固定資産	2,954	I 基金	-
3 その他の資産	232,748	II 積立金	1,991,240
有価証券	2,000	設立等積立金	74,101
敷金	156,816	圧縮積立金	175,676
保証金	19,196	修繕積立金	13,625
長期前払費用	3,027	繰越利益積立金	1,727,838
繰延消費税等	31,042	III 評価・換算差額等	△ 9,334
その他の固定資産	20,666	繰延ヘッジ損益	△ 9,334
資産合計	10,004,204	純資産合計	1,981,905
		負債・純資産合計	10,004,204

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
有価証券の評価基準及び評価方法は総平均法による原価法によっている。
- (2) 棚卸資産
棚卸資産の評価基準及び評価方法は最終仕入原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は、原則、税法基準によっている。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上するとともに税法基準により一律計上している。
- (2) 賞与引当金
賞与引当金の計上は、要支給額基準により計上している。
- (3) 退職給付引当金
原則は確定拠出年金で全額外部積立している。但し、平成20年4月1日時点で在職中の職員109名に対しては、特定退職金共済制度による外部積立の他、不足分は内部積み立てしている。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

- (1) 税抜き方式による
- (2) 固定資産に係る控除対象外消費税は繰延消費税等に計上し5年間で均等償却している。

5. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 基本財産 (単位:千円)

科目	前会計年度末残高	増加額	減少額	当会計年度末残高
建物	124,315	0	9,192	115,123
計	124,315	0	9,192	115,123

(2) 補助金等の会計処理

補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。なお、固定資産を購入する目的で受取った補助金等のうち、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合で、金額が重要な場合は積立金方式により、金額が重要でない場合には直接減額方式によって圧縮記帳している。

(3) 所有権移転外ファイナンスリース取引

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっている。

6. 担保に供されている資産に関する事項

(単位:千円)

資産科目	金額	担保目的	金額
建物	2,969,828	長期借入金	4,797,066
土地	3,241,277		

【担保提供資産明細書参照】

7. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

- (1) 法人である関係事業者
該当事項なし
- (2) 個人である関係事業者
該当事項なし

8. 重要な偶発債務又は後発事象に関する事項

該当事項なし

9. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 補助金等の内訳

① 補助金等の内訳 (単位:千円)

内訳	交付者	金額	計上区分
介護サービス提供体制整備促進事業	静岡県	6,590	他事業外収益
介護サービス提供体制整備促進事業	静岡市	1,098	他事業外収益
介護サービス提供体制整備促進事業	富士宮市	549	他事業外収益
介護サービス提供体制整備促進事業	伊東市	1,098	他事業外収益
介護分野ICT化等事業費補助金事業	静岡県	3,057	他事業外収益
地域介護福祉空間設備等施設整備補助金	富士市	2,006	他事業外収益
小計		14,398	
病院内保育所運営費	静岡県	7,599	他事業外収益
特定求職者雇用開発助成金	静岡労働局	1,416	他事業外収益
特例給付金	静岡県	168	他事業外収益
新型コロナウイルス感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金	厚生労働省	10,900	他事業外収益
新型コロナウイルス感染拡大防止継続支援補助金	厚生労働省	400	他事業外収益
新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所のサービス提供体制確保事業補助金	静岡県	510	他事業外収益
自宅療養体制整備事業協力金	静岡県	10	他事業外収益
新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金	静岡県	11,948	他事業外収益
新型コロナウイルス感染症回復患者病床確保事業補助金	静岡県	816	他事業外収益
発熱外来診療体制確保支援補助金	静岡県	2,864	他事業外収益
発熱外来診療体制確保支援補助金	東京都医療健康保険組合	12,359	他事業外収益
小学校休業等助成金	厚生労働省	263	他事業外収益
小学校休業等助成金	静岡県	2,647	他事業外収益
介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金	静岡県	690	他事業外収益

現任介護職員資格取得支援事業補助金	東京都福祉医療財団	77	他事業外収益
高齢者福祉施設等におけるPCR検査費用助成金	港区	514	他事業外収益
疾病予防実施費用補助金	東京都健康保険組合	81	他事業外収益
感染防止対策支援事業補助金	東京都	65	他事業外収益
	小計	53,327	
	計	67,725	

(2) 貸借処理をした所有権移転外ファイナンスリース取引がある場合のリース料総額及び未経過リース料の当期末残高

(単位:千円)

科目	リース料総額	当期末未経過リース料
医療用器械備品	279,261	112,744
その他の器械備品	71,015	35,256
ソフトウェア	219,923	111,210

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

当会計年度
(令和4年3月31日)

【繰延税金資産】	
賞与引当金繰入	36,826
退職給付引当金繰入	5,296
金利スワップ	3,981
その他	8,424
繰延税金資産 小計	54,528
評価性引当金	-3,805
繰延税金資産 合計	50,723
【繰延税金負債】	
圧縮積立金	69,030
繰延税金負債 合計	69,030
繰延税金負債の純額	18,307

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 5,060,009

様式第二号

法人名 医療法人財団 百葉の会
 所在地 静岡県富士市五貫島175番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		6,286,218
2 事業費用		
(1) 事業費	5,714,881	
(2) 本部費	557,367	6,272,249
本来業務事業損失(△)		13,968
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		3,602,528
2 事業費用		3,236,501
附帯業務事業利益		366,027
事業利益		379,996
II 事業外収益		
受取利息	11	
その他の事業外収益	145,577	145,589
III 事業外費用		
支払利息	63,720	
その他の事業外費用	27,465	91,185
経常利益		434,399
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産除却損	3,643	
その他の特別損失	18,802	22,446
税引前当期純利益		411,953
法人税・住民税及び事業税	126,763	
法人税等調整額	△ 2,360	124,402
当期純利益		287,550

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 医療法人財団 百葉の会
 所在地 静岡県富士市五貫島175番地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	10,004,204 千円
2. 負 債 額	8,022,299 千円
3. 純 資 産 額	1,981,905 千円

(内 訳)	区 分	金 額
A	流 動 資 産	2,321,574
B	固 定 資 産	7,682,630
C	資 産 合 計 (A + B)	10,004,204
D	負 債 合 計	8,022,299
E	純 資 産 (C - D)	1,981,905

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式第四号

法人名 医療法人財団 百葉の会
所在地 静岡県富士市五貫島175番地

※医療法人整理番号:

純資産変動計算書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				積立金合計	評価・換算差額等		純資産合計
		設立等積立金	圧縮積立金	修繕積立金	繰越利益積立金		繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和3年3月31日残高	-	74,101	176,486	0	1,453,102	1,703,689	-17,523	-17,523	1,686,166
会計年度中の変動額									
当期純利益					287,550	287,550		-	287,550
圧縮積立金積立			9,175		-9,175	-		-	-
圧縮積立金取崩			-9,985		9,985	-		-	-
修繕積立金積立			0	13,625	-13,625	-		-	-
金利スワップ 時価評価差額						-	8,188	8,188	8,188
会計年度中の変動額合計	-	-	-810	13,625	274,736	287,550	8,188	8,188	295,739
令和4年3月31日残高	-	74,101	175,676	13,625	1,727,838	1,991,240	-9,334	-9,334	1,981,905

- 1.純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 2.評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 3.積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式 5

法人名 医療法人財団 百葉の会
 所在地 静岡県富士市五貫島175番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種	類	
名	称	該当なし
所	在	地
総資産額 (千円)		
事業の内容		
関係事業者との関係		
取引の内容		
取引金額 (千円)		
科	目	
期末残高 (千円)		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種	類	
氏	名	該当なし
職	業	
関係事業者との関係		
取引の内容		
取引金額 (千円)		
科	目	
期末残高 (千円)		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式第五号

法人名 医療法人財団 百葉の会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)	
有形 固定 資産	建物	8,317,549	200,632	4,703	8,513,479	4,516,923	259,922	3,996,556
	構築物	277,224	2,074	880	278,419	219,681	7,478	58,737
	医療用器械備品	118,485	7,095	2,230	123,350	97,036	11,427	26,313
	その他器械備品	207,472	28,002	1,288	234,186	175,564	19,431	58,621
	車両運搬具	36,433	-	3,742	32,690	31,280	1,868	1,409
	土地	3,255,367	-	-	3,255,367	2,237	-	3,253,130
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	33,087	5,330	15,200	23,217	17,284	7,739	5,932
	計	12,245,619	243,136	28,044	12,460,711	5,060,009	307,868	7,400,702
無形 固定 資産	借地権	2,312	-	-	2,312	-	-	2,312
	ソフトウェア	67,189	10,847	-	78,036	34,123	12,771	43,912
	その他の無形固定資産	4,678	-	-	4,678	1,724	78	2,954
	計	74,180	10,847	-	85,027	35,848	12,849	49,178
その 他の 資産	有価証券	2,000	-	-	2,000	-	-	2,000
	敷金	159,880	490	3,554	156,816	-	-	156,816
	保証金	56,052	39	36,896	19,196	-	-	19,196
	長期前払費用	13,511	-	-	13,511	10,483	2,525	3,027
	繰延消費税等	51,845	17,222	-	69,067	38,025	12,091	31,042
	その他の固定資産	23,307	-	950	22,357	1,691	1,632	20,666
	計	306,596	17,752	41,400	282,948	50,199	16,248	232,748

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人財団 百葉の会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	9,092	8,792	-	9,092	8,792
賞与引当金	113,196	123,165	113,196	-	123,165
退職給付引当金	19,366	-	1,651	-	17,715

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人財団 百葉の会
 所在地 静岡県富士市五貫島175番地

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,500,000	1,500,000	0.73	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	593,952	496,739	1.12	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	5,177,197	4,875,158	0.93	2023年4月～ 2039年6月
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	7,271,149	6,871,897	—	—

- 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
- 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	414,860	414,860	400,378	410,040	3,235,020

様式第八号

法人名 医療法人財団 百葉の会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
<株式> 富士コミュニティエフエム放送株式会社	40	2,000
計	40	2,000

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人財団 百葉の会
 所在地 静岡県富士市五貫島175番地

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	408,975	-	408,975	122,646	-	531,622
給与費	3,964,990	230,360	4,195,350	2,266,740	-	6,462,091
委託費	302,265	15,275	317,540	133,021	-	450,562
経費	1,038,649	311,731	1,350,381	714,093	-	2,064,474
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	-	-	-	-	-	-
計	5,714,881	557,367	6,272,249	3,236,501	-	9,508,750

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人財団 百葉の会
理事長 湖 山 泰 成 殿

私たち（注1）は、医療法人財団百葉の会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 5 月 2 3 日
医療法人財団百葉の会
監 事 金子邦子
監 事 神尾裕子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月25日

医療法人財団 百葉の会
理事会 御中

庄司公認会計士事務所
千葉県木更津市

公認会計士 庄司 義晴

栗山太一公認会計士事務所
静岡県静岡市

公認会計士 栗山 太一

廣瀬公認会計士事務所
東京都練馬区

公認会計士 廣瀬 行士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人財団百葉の会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第27期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上